

## 資料 8

# 水・大気環境保全施策について

平成 19 年 10 月  
水・大気環境局

## I ) 大気環境分野のトピックについて

### 光化学オキシダント

近年、光化学オキシダントの濃度レベルは漸増傾向にあり、また、光化学オキシダント注意報の発令が広域化している。この背景には、気象条件の変化や大陸からのオゾンの移流などが関係していると考えられる。このため、本年 7 月に設置した検討会において、光化学オキシダントの濃度レベルの上昇要因等に関する既存の知見について、本年末を目処に整理等を行うこととしている。

### ヒートアイランド対策

「ヒートアイランド対策大綱」(平成 16 年 3 月策定)、「21世紀環境立国戦略」(平成 19 年 6 月閣議決定) 等に基づきヒートアイランド対策を実施している。環境省においては、平成 19 年度から注目度が高い大都市のオフィス街等において、建物の緑化や高反射性塗装など建物の省 CO<sub>2</sub> 化に資するヒートアイランド対策を集中的に組み合わせたモデル事業を実施している。

### 自動車排出ガス対策

中央環境審議会意見具申「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」(平成 19 年 2 月 23 日)を受け、局地汚染対策や流入車対策を柱とした改正自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法が、本年 5 月に成立した。来年 1 月の施行に向け、8 月に政省令を改正したほか、総量削減基本方針の変更等を行い、改正法の円滑な施行に努め、大都市地域における大気環境基準の確保に取り組んでいく。

特殊自動車の排出ガス規制強化について、9 月に自動車排出ガス専門委員会で報告案をとりまとめ、パブリックコメントを実施した。今後、その結果を踏まえ、大気環境部会に報告し、答申としてとりまとめられる予定。

## **東京大気汚染訴訟和解**

東京都内に居住・勤務する気管支ぜん息等の患者及び遺族が、国、東京都、旧首都高速道路公団及びディーゼル車製造メーカーを被告とし、損害賠償と自動車排出ガスの排出差止めを求めて提訴。高裁、地裁にて、平成19年8月に和解が成立。東京都による医療費助成制度の創設（国は予防事業に充てるため60億円を拠出）、国、首都高、東京都による環境対策の実施などが主な内容。

## **PM2.5**

浮遊粒子状物質の中でも粒径の小さい微小粒子状物質（PM2.5）について、国内外の科学的知見を踏まえ、微小粒子状物質の呼吸器系や循環器系等健康影響に関する評価について専門的な検討を進めることを目的として、微小粒子状物質健康影響評価検討会を開催している。本年度末を目処に取りまとめを行う予定。

## **II) 水・土壤環境分野のトピックについて**

### **水環境保全対策（国内対策）**

水生生物保全のための全亜鉛に係る環境基準について、順次類型指定を行っている。また、湖沼水質保全について特に汚濁メカニズムの解明に取り組むとともに、一部業種について暫定排水基準が適用されているほう素等の排水処理技術の普及促進に向けた予算要求を行っている。

今後の目指すべき海域環境の将来像を実現するため、各水域の望ましい許容負荷量の設定等水質保全の中長期ビジョンを策定し、閉鎖性海域の総合的保全対策の推進を図る。また、多様な魚介類等が生息し、人々がその恵沢を将来にわたり享受できる自然の恵み豊かな豊饒の「里海」の創生を図る。

### **土壤環境施策に関するあり方懇談会**

土壤汚染対策法の施行から5年目を迎え、本年6月に「土壤汚染対策に関するあり方懇談会」を設置、法律の施行状況や土壤汚染一般についての現状を十分に把握するとともに、課題の整理・検討を実施している。これまで4回開催しており、引き続き幅広い関係者の意見を聞きながら、検討を進め、本年度末を目処に取りまとめを行う予定。

### III) 水・大気環境問題に関する国際的対応

#### コベネフィット CDM

平成 20 年度より、大気汚染、水質汚濁等の環境問題が顕在化しつつあるアジアの途上国において、温暖化対策と同時に公害対策等にも資するような「コベネフィット（相乗便益）」型 CDM モデル事業を実施する予定である。

#### 水環境問題に関する国際的対応

アジアの水環境保全の向上を目指し、アジア水環境パートナーシップ事業については、本年 12 月の別府でのアジア太平洋水サミットの開催にあわせ、国際フォーラムを開催するなど、水環境保全に関する情報共有と人材育成を図る。また、本年 4 月の日中両首脳間での日中環境協力に係る共同声明を踏まえ、引き続き中国における水環境保全に向けた共同調査や政策提言等を行っている。

### IV) 効果的な公害防止取組促進方策の検討

昨今、一部の事業者において、大気汚染や水質汚濁の状況に関する測定データ改ざん等の不適正事案が発生したこと等を踏まえ、事業者による公害防止の取組の厳正化を図り、効果的・効率的に公害防止を実施するための方策等を検討するため、学識経験者等から構成される「効果的な公害防止取組促進方策検討会」を本年 8 月に設置し、検討を進めている。